

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	南越前町健康管理(健康増進法)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南越前町は、健康管理(健康増進法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県南越前町長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康診査及びがん検診事業等を実施する。 また生活習慣相談や栄養指導、その他保健指導等の事業を行う。 南越前町は、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取扱う。 健康増進事業のうち、厚生労働省令第86号(健康増進法施行規則第4条の2)で定める以下の事務 (1)歯周疾患検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)肝炎ウイルス検診 (4)がん検診
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)各種健康診査情報ファイル (2)各種がん検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 別表第一 第76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供および情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 別表第二 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第7号) 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南越前町 保健福祉課 919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 TEL:0778-47-8007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南越前町 保健福祉課 919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 TEL:0778-47-8007
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受ける際は、記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、定期的に研修を行うとともに、内部監査を実施し、適宜確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証、ID及びパスワードによる認証により限定しており、アクセス可能な職員を年度又は随時更新しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスに関してはアクセスログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正にしようされるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	Ⅱ 1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	Ⅱ 2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年3月11日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 4 ②法令上の根拠	—	(情報提供および情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 別表第二 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年総 務省令第7号) 第50条	事前	
令和4年3月11日	IV 5 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く)	[<input type="radio"/>]提供・移転しない —	[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は 十分か [十分である]	事前	
令和4年3月11日	IV 6 情報提供ネットワー クシステムとの接続	[<input type="radio"/>]接続しない(入手)、[<input type="radio"/>]接続しない (提供) — —	[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手)、[<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十 分か [十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か [十分である]	事前	
令和4年3月11日	IV 8 監査	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 内部監査	事前	

